

# 地 区 会 規 約

公益社団法人 麴町法人会

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規約は、公益社団法人麴町法人会（以下「この法人」という。）定款第34条の規定に基づき、地区会運営の円滑化を図るとともに地区会に所属する会員間の協力体制の拡充強化を推進することを目的とする。

### (事 業)

第2条 地区会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 税法、税制に関する研究会ならびに講習会を開催する。
- (2) 税務当局、関係各官庁との意見交換及び研修会を行う。
- (3) 経営に関する研修ならびに見学会を実施する。
- (4) この法人が主催する事業に参加する。
- (5) 会員の親睦を図るための諸行事を行う。
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。

### (会 員)

第3条 この法人の会員は、原則その事業所を管轄する地区会に所属する。

### (地区会の設置)

第4条 この法人の地区会は、別表に掲げるところにより設置する。

### (事務所)

第5条 地区会の事務所は、管轄地区内に置くことができる。

## 第2章 役 員

### (役 員)

第6条 地区会に次の役員を置くことができる。

- |           |      |
|-----------|------|
| (1) 地区会長  | 1名   |
| (2) 副地区会長 | 若干名  |
| (3) 支部長   | 若干名  |
| (4) 副支部長  | 若干名  |
| (5) 監 事   | 2名以内 |
| (6) 顧 問   | 若干名  |
| (7) 相談役   | 若干名  |

### (役員を選任及び任期)

第7条 地区会長は、地区会において地区会員の中から候補者を選出し、この法人の会長がこれを委嘱する。他の役員は、地区会員の中から地区会長が任免する。

2 任期は法人会の役員に準ずるものとし重任を妨げない。

### (役員の仕事)

第8条 地区会長は、地区を代表し、地区会の業務を統括する。

2 その他の役員は、地区会長を補佐し、地区会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ

定めた順位の者が、地区会長に代わり地区会を代表する。

### 第3章 会 議

(構 成)

第9条 地区会に役員会を置く。

(招 集)

第10条 地区会長は、必要に応じて役員会を招集する。

(議 長)

第11条 役員会の議長は、地区会長がこれに当たる。

(議 事)

第12条 役員会は、地区会の運営に関する事項のうち、理事会の決議により付議された事項について審議する。

2 役員会の審議は、出席者の過半数により決する。

### 第4章 会 計

(会 費)

第13条 地区会の費用は、この法人からの助成金ならびに臨時会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(事業年度)

第14条 地区会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(報告義務)

第15条 地区会長は、この法人に対して、次に掲げる事項について実施後遅滞なく書面をもって報告するものとする。

- (1) 地区会計の報告
- (2) 役員会の実施の報告
- (3) 各種研修会の実施の報告
- (4) その他報告事項として理事会が定めた事項

### 第4章 雑 則

(改 廃)

第16条 この規約の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、地区会の運営に必要な事項は、理事会において決議するものとする。

### 附 則

この規約は、平成26年4月23日から施行する。

## 別表

地区名	地区エリア
飯田橋・富士見 地区会	飯田橋1丁目
	飯田橋2丁目
	飯田橋3丁目
	飯田橋4丁目
	富士見1丁目
	富士見2丁目
	九段北1丁目(8~10番)
九段一ツ橋 地区会	九段南1丁目
	九段南2丁目
	九段南3丁目
	九段南4丁目
	九段北1丁目(8~10番地を除く全て)
	九段北2丁目
	九段北3丁目
	九段北4丁目
	一ツ橋1丁目
	北の丸公園
番町 地区会	一番町
	二番町
	三番町
	四番町
	五番町
	六番町
麴町 地区会	麴町1丁目
	麴町2丁目
	麴町3丁目
	麴町4丁目
	麴町5丁目
	麴町6丁目
平河永田 地区会	平河町1丁目
	平河町2丁目
	隼町
	紀尾井町
	永田町1丁目
	永田町2丁目
	霞が関1丁目
	霞が関2丁目
	霞が関3丁目